

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年8月25日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100004号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100056号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成25年4月1日から平成28年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年4月から平成27年3月までは26万円から32万円、同年4月から平成28年8月までは26万円から34万円及び平成29年9月から平成30年7月までは34万円から36万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年4月1日から平成30年8月1日まで

A社における請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年4月1日から平成28年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年8月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び通常貯金預払状況調書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成25年4月1日から平成28年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成25年4月から平成27年3月までは32万円、同年4月から平成28年8月までは34万円及び平成29年9月から平成30年7月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られないが、前述の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を年金事務所に届け出しておらず、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は高い額となっているものの、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間（平成 28 年 4 月から同年 6 月まで）の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（本来の標準報酬月額）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100033号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100057号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成16年5月31日から同年6月2日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成16年5月31日から同年6月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年5月31日から同年6月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年5月31日から同年6月2日まで

平成29年に年金相談をした際、私のA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が誤っていることが分かったので、同社に申し出たところ、同社からの訂正届により資格喪失年月日が平成16年5月31日から同年6月2日に訂正されたが、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された出勤簿、給与明細書(控)、請求者から提出された退職証明書及び事業主の回答から判断すると、請求者が請求期間において同社に継続して在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳等により確認できる請求期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額及び同社から提出された給与明細書(控)により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年10月27日に、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成16年5月31日から同年6月2日に訂正する届出を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000854号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100058号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成21年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成21年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失年月日が平成21年2月28日となっているが、請求期間において同社に勤務していたので、当該資格喪失年月日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者記録、請求者から提出された平成20年分及び平成21年分給与所得の源泉徴収票並びに預金通帳の振込金額から判断すると、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成21年1月の標準報酬月額の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成21年2月28日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったが、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100018号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年8月1日から昭和39年6月18日まで

年金記録では、昭和34年8月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっているが、同社には昭和39年6月にB社C支部に就職するまで、継続して勤務していた。

請求期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求期間において、事業所が厚生年金保険法に規定されている適用事業所となる要件を満たすことを前提として、請求者が当該期間に厚生年金保険被保険者として勤務又は在籍し、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

一方、オンライン記録において、A社における厚生年金保険被保険者記録があり、請求者を記憶していると回答した者は、請求者が請求期間において、同社に勤務していた旨陳述しているものの、請求者の当該期間に係る具体的な勤務状況を確認することができない。

また、商業登記の記録によると、A社は昭和49年に解散しており、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、元事業主に確認することができない。

さらに、A社における請求者に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、i) 資格喪失年月日欄には「34.8.1」と記載されていること、ii) 標準報酬等級並に適用年月日欄には、昭和34年10月1日の定時決定に係る記録が「職」の印影と共に確認できること、当該印影について、日本年金機構D事務センターは、当該定時決定に係る記録が保険者算定(職権)によるものである旨回答していること、iii) 昭和34年10月の定時決定以降、標準報酬月額に係る記載が見当たらないことから、請求者が請求期間において、同社の厚生年金保険被保険者であった様子はいくつか見えない。

これらの事情を踏まえると、請求者が請求期間において、A社における厚生年金保険被保険者であったとは考え難く、このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000498号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100060号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月

A社に勤務した期間のうち、同社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたところ、厚生年金保険の記録では、当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る支給明細書、A社から提出された支給控除項目一覧表及び健康保険被保険者賞与支払届、B健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者資格記録、並びにC企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届及び請求者に係る加入員記録により、請求者は平成22年7月9日において、同社から16万904円の賞与(標準賞与額は16万円)が支払われたことが認められる。

また、請求期間当時の賞与の届出について、A社及びC企業年金基金は、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用していた旨回答しているところ、同社は当該賞与支払届をB健康保険組合に提出し、当該組合からD厚生年金基金(現在は、C企業年金基金)及び年金事務所に提出されていた旨回答している。

さらに、B健康保険組合の担当者は、請求期間当時、事業所等から当該組合に提出された複写式で一体型様式の賞与支払届をD厚生年金基金及び年金事務所にそれぞれ送付していたことがあった旨陳述しているところ、前述のA社及びC企業年金基金の回答、並びに当該組合及び当該基金において請求期間の賞与の記録が確認できることを踏まえると、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が当該組合から当該基金及び年金事務所に提出されていたと考えても不自然ではない。

以上のことから、A社は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、B健康保険組合、D厚生年金基金及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、当該組合を経由して年金事務所に提出されたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社は、請求者の請求期間に係る賞与について、支払年月日を平成22年7月9日とする厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して提出したものと認められることから、請求期間の賞与支給日を同日、標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000832号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100061号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月

A社に勤務している期間のうち、同社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたところ、厚生年金保険の記録では、当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び健康保険被保険者賞与支払届、B健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者資格記録、並びにC企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届及び請求者に係る加入員記録により、請求者は平成22年7月9日において、同社から12万434円の賞与(標準賞与額は12万円)が支払われたことが認められる。

また、請求期間当時の賞与の届出について、A社及びC企業年金基金は、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用していた旨回答しているところ、同社は当該賞与支払届をB健康保険組合に提出し、当該組合からD厚生年金基金(現在は、C企業年金基金)及び年金事務所に提出されていた旨回答している。

さらに、B健康保険組合の担当者は、請求期間当時、事業所等から当該組合に提出された複写式で一体型様式の賞与支払届をD厚生年金基金及び年金事務所にそれぞれ送付していたことがあった旨陳述しているところ、前述のA社及びC企業年金基金の回答、並びに当該組合及び当該基金において請求期間の賞与の記録が確認できることを踏まえると、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が当該組合から当該基金及び年金事務所に提出されていたと考えても不自然ではない。

以上のことから、A社は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、B健康保険組合、D厚生年金基金及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、当該組合を経由して年金事務所に提出されたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社は、請求者の請求期間に係る賞与について、支払年月日を平成22年7月9日とする厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して提出したものと認められることから、請求期間の賞与支給日を同日、標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100017号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100062号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を20万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

A社に勤務している期間のうち、同社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたところ、厚生年金保険の記録では、当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び健康保険被保険者賞与支払届、B健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者資格記録、並びにC企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届及び請求者に係る加入員記録により、請求者は請求期間において、同社から20万1,944円の賞与(標準賞与額は20万1,000円)が支払われたことが認められる。

また、請求期間当時の賞与の届出について、A社及びC企業年金基金は、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用していた旨回答しているところ、同社は当該賞与支払届をB健康保険組合に提出し、当該組合からD厚生年金基金(現在は、C企業年金基金)及び年金事務所に提出されていた旨回答している。

さらに、B健康保険組合の担当者は、請求期間当時、事業所等から当該組合に提出された複写式で一体型様式の賞与支払届をD厚生年金基金及び年金事務所にそれぞれ送付していたことがあった旨陳述しているところ、前述のA社及びC企業年金基金の回答、並びに当該組合及び当該基金において請求期間の賞与の記録が確認できることを踏まえると、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届が当該組合から当該基金及び年金事務所に提出されていたと考えても不自然ではない。

以上のことから、A社は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、B健康保険組合、D厚生年金基金及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、当該組合を経由して年金事務所に提出されたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して提出したものと認められることから、請求期間の標準賞与額を20万1,000円に訂正することが必要である。